

平成 29 年度

唐津市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

唐津市監査委員

唐 監 査 第 1 0 4 号

平成 3 0 年 9 月 1 2 日

唐津市長 峰 達 郎 様

唐津市監査委員 岡 本 秀 樹

唐津市監査委員 進 藤 健 介

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の送付について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、その結果について別紙のとおり意見書を送付します。

平成29年度唐津市健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

健全化判断比率の審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及びその他の関係法令等に従い適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率名	比 率	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	11.60%
② 連結実質赤字比率	—	16.60%
③ 実質公債費比率	13.5%	25.00%
④ 将来負担比率	109.9%	350.00%

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成29年度において、一般会計等における歳入歳出差引額は1,490,394千円で、継続費及び繰越明許費等による翌年度に繰り越すべき財源369,278千円を差し引いた実質収支額は1,121,116千円の黒字となり、実質赤字額は生じない。そのため、実質赤字比率は算定されないことを確認した。

実質赤字比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

会 計 名	実質収支額	標準財政規模	実質赤字比率
一般会計等	1,121,116	35,267,678	—
一般会計	1,082,957		
養護老人ホーム特別会計	0		
有線テレビ事業特別会計	37,838		
介護保険特別会計(普通会計分)	321		
後期高齢者医療特別会計(普通会計分)	0		

※ 実質赤字比率 (%) : 実質収支赤字額 / 標準財政規模 × 100

② 連結実質赤字比率について

平成29年度において、一般会計、特別会計及び公営企業会計の実質収支額及び資金不足・剰余額の合計である連結実質収支額は 8,458,551千円の黒字となり、連結実質赤字額は生じない。そのため、連結実質赤字比率は算定されないことを確認した。

なお、国民健康保険特別会計においては、平成18年度決算から収支不足額が発生していたが、今回赤字解消となった。引き続き健全な財政運営に努められたい。

連結実質赤字比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

会 計 名		実質収支額	資金不足 ・ 剰余額
一般会計等	一般会計	1,082,957	—
	養護老人ホーム特別会計	0	—
	有線テレビ事業特別会計	37,838	—
	介護保険特別会計(普通会計分)	321	—
	後期高齢者医療特別会計(普通会計分)	0	—
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	197,748	—
	介護保険特別会計(普通会計分除く)	301,416	—
	後期高齢者医療特別会計(普通会計分除く)	3,031	—
	介護サービス事業特別会計	19,096	—
法適用企業	水道事業会計	—	1,521,322
	工業用水道事業会計	—	84,398
	市民病院きたはた事業会計	—	508,658
	モーターボート競走事業会計	—	4,381,354
法非適用企業	下水道特別会計	—	0
	集落排水特別会計	—	0
	浄化槽整備特別会計	—	0
	観光施設特別会計	—	4,469
	北波多中央部開発事業特別会計	—	315,943
実質収支額等小計		1,642,407	6,816,144
連結実質収支額合計			8,458,551
標準財政規模			35,267,678
連結実質赤字比率			—

※ 連結実質赤字比率 (%) : 連結実質赤字額 / 標準財政規模 × 100

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、用途が特定されている特定財源を除き、用途が特定されていない毎年度の経常的収入である地方税などの財源のうち、公債費や公債費に準ずるものを合わせた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を、過去3か年の平均値として算出するものである。

平成29年度の実質公債費比率は 13.5%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

また、ここ数年においては、地方債の借入れに当たって県の許可が必要とされる 18.0%を下回っている。

実質公債費比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地方債元利償還額①	8,540,495	8,304,217	8,305,796
公債費に準ずると認められる額②	2,939,591	2,971,643	2,857,210
特定財源③	290,709	315,295	299,238
基準財政需要額算入額④	7,041,953	7,084,915	7,222,764
標準財政規模⑤	36,233,120	35,743,991	35,267,678
単年度実質公債費比率	14.20780	13.52329	12.98276
実質公債比率(3か年平均)	13.5		

※ 単年度実質公債費比率(%) : $(① + ② - ③ - ④) / (⑤ - ④) \times 100$

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来的に償還すべき地方債の現在高、退職手当負担見込額及び公営企業債等償還財源繰入見込額等から、基金などの地方債償還等に充てることができる財源等を差し引いた実質的な将来負担額の財政規模に対する割合である。

平成29年度の決算に基づく将来負担比率は 109.9%で、早期健全化基準の 350.0%を下回っており、前年度の 130.8%に比べ 20.9ポイント低下している。

将来負担比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	金額等
将来負担額 ①	126,956,771
一般会計等地方債現在高	84,282,813
債務負担行為に基づく支出予定額	2,584,961
公営企業債等償還財源繰入見込額	29,556,347
退職手当負担見込額	9,196,826
設立法人の負債額等負担見込額	1,335,824
連結実質赤字額	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0
充当可能基金額 ②	11,075,278
充当可能特定財源額 ③	2,836,272
地方債等現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ④	82,201,277
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑤	7,222,764
標準財政規模 ⑥	35,267,678
将来負担比率	109.9

※ 将来負担比率(%) : $(① - (② + ③ + ④)) / (⑥ - ⑤) \times 100$

(3) 是正改善を要する事項

健全化判断比率においては、早期健全化基準未満となっており、実質赤字も解消されていることから特に指摘すべき事項はない。

今後も、財政の健全化に努められたい。

平成29年度唐津市資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

資金不足比率の審査に当たっては、市長から提出された公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及びその関係法令等に従い適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道特別会計	—	20.0%
集落排水特別会計	—	20.0%
浄化槽整備特別会計	—	20.0%
観光施設特別会計	—	20.0%
北波多中央部開発事業特別会計	—	20.0%
水道事業会計	—	20.0%
工業用水道事業会計	—	20.0%
市民病院きたはた事業会計	—	20.0%
モーターボート競走事業会計	—	20.0%

(2) 個別意見

資金不足比率とは、公営企業会計等の資金不足額が事業の規模に占める割合を示すものである。

平成29年度の資金不足比率について、対象とするいずれの会計も資金不足額は生じていない。そのため、資金不足比率は算定されないことを確認した。

資金不足比率の算出数値は、次表のとおりである。

(単位：千円)

会 計 名		資金剰余額	事業の規模
法適用企業	水道事業会計	1,521,322	2,264,389
	工業用水道事業会計	84,398	28,664
	市民病院きたはた事業会計	508,658	536,430
	モーターボート競走事業会計	4,381,354	48,349,205
法非適用企業	下水道特別会計	0	1,487,049
	集落排水特別会計	0	144,055
	浄化槽整備特別会計	0	81,883
	観光施設特別会計	4,469	0
	北波多中央部開発事業特別会計	315,943	96,030

※ 資金不足比率 (%) : 資金不足額 / 事業の規模 × 100

※ 事業の規模 (千円) : 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。